平成２２年（フ）第４４６号
兵庫県西宮市枝川町５番14―103号
債務者　杉山　孝雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６６号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目22番30号
債務者　フランクいながきこと　稲垣　茂樹
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字別宮536番地１
債務者　山根由希光
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１３５号
広島市佐伯区杉並台30番地６
債務者　武田　竜夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０９号
広島県東広島市黒瀬町兼沢174番地24
債務者　西村　馨太
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４５号
広島市南区宇品御幸２丁目８番25―301号
債務者　村上　和己
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１６号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘７番23号
債務者　田所　健三
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１７号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘７番23号
債務者　田所　邦子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５号
熊本県球磨郡湯前町2850番地１
債務者　井上　幸枝（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２３６号
栃木県那須烏山市滝田729番地
債務者　仲山　留美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２０号
栃木県宇都宮市越戸４丁目７番16号
債務者　清水　聡美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９号
島根県出雲市国富町855番地３
債務者　山﨑　哲也（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３１５号
栃木県宇都宮市雀の宮２丁目５番16号
債務者　川村　博司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６５号
栃木県鹿沼市口粟野490番地２
債務者　関澤　松雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６６号
栃木県宇都宮市清原台５丁目38番32号
債務者　松田　則夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６９号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目2563番地４　第二昌和ハイツ101号室、前住所栃木県日光市瀬川188番地　森病院寮
債務者　佐久間宰子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係